

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合検査規程（平成元年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 農業災害補償法（昭和22年法律第185号。<u>以下「法」という。</u>）第142条の2から第142条の4までの規定により農業共済組合（以下「組合」という。）の業務及び会計の状況につき行う検査については、この訓令の定めるところによる。</p> <p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、<u>組合の業務の運営及び会計が法令、法令に基づいて行う行政庁の処分及び諸規程（定款その他の組合の規程をいう。）に違反せず、かつ、適正に行われているか否かを知り、不正不当事項の是正により、組合員の利益を保護する等組合に対する個別指導の実を挙げ、もって組合の正常な事業運営及び農業災害補償制度の健全な発達を図る</u>ことを目的とする。</p> <p>(検査員)</p> <p>第3条 検査は、知事が命ずる職員（以下「検査員」という。）2人以上が1組となって行うものとする。ただし、組合の支所等の出先機関を検査する場合は、検査員が1人で行うことができる。</p> <p>(検査事項)</p> <p>第4条 検査は、組合の業務及び会計の<u>すべてについて</u>行うものとする。<u>ただし、知事が特に指示をした場合には、当該指示により行うものとする。</u></p> <p>(検査基準日)</p> <p>第5条 検査基準日は、検査に着手した日の<u>前日</u>とする。ただし、検査に着手した日の<u>前日</u>に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。</p> <p>(検査の場所)</p> <p>第7条 検査は、<u>組合の事務所及び倉庫その他事務所に附属する施設</u>において行うものとする。<u>ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、知事が指定する場所で行うことができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第142条の2から第142条の4までの規定により農業共済組合（以下「組合」という。）の業務及び会計の状況につき行う検査については、この訓令の定めるところによる。</p> <p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、<u>合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって組合の事業運営の適正化に資する</u>ことを目的とする。</p> <p>(検査員)</p> <p>第3条 検査は、知事が命ずる職員（以下「検査員」という。）2人以上が1組となって行うものとする。ただし、組合の支所等の出先機関<u>その他業務に関係のある場所</u>を検査する場合は、検査員が1人で行うことができる。</p> <p>(検査事項)</p> <p>第4条 検査は、<u>別に定めるところにより</u>、組合の業務及び会計の<u>全部又は一部</u>について行うものとする。</p> <p>(検査基準日)</p> <p>第5条 検査基準日は、検査に着手した日の<u>前業務日</u>とする。ただし、検査に着手した日の<u>前業務日</u>に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。</p> <p>(検査の場所及び方法)</p> <p>第7条 検査は、<u>組合の事務所、倉庫、支所等の出先機関その他業務に関係のある場所</u>において、<u>現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び組合の理事その他の責任者（以下「責任者」という。）又は組合の使用人からの説明の聴取の方法により</u>行う。</p>

(執務時間内検査の原則)

第8条 検査は、組合の執務時間内に行うものとする。ただし、組合の理事その他の責任者（以下「責任者」という。）の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査命令書の提示等)

第10条 検査員は、検査に着手するときは、組合の責任者に対し検査命令書（別記様式）及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条の2に規定する証票を提示して、検査を行う旨を告げるものとする。

(検査の立会い)

第11条 検査に際しては、組合の責任者1人以上を立ち会わせて行うものとする。

2 検査に際しては、監事の立会いを得るようにしなければならない。

(検査員の留意事項)

第13条 [略]

(検査の拒否等に対する措置)

第14条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止して直ちにその旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 検査に必要な帳簿、書類等の大部分が、検査の場所に現存せず、かつ、早急に備えさせることが困難であるとき

。

(4) 検査に必要な帳簿、書類等の記載が甚だしく不備であるため、検査の目的を達することが困難であるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、特別な事情により検査を

2 前項の規定にかかわらず、検査の場所については、知事が特別の事由があると認めるときは、知事が指定する場所で行うことができる。

(執務時間内検査の原則)

第8条 検査は、組合の執務時間内に行うものとする。ただし、責任者の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査命令書の提示等)

第10条 検査員は、検査に着手するときは、責任者に対し、検査命令書（別記様式）及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条に規定する証票を提示して、検査を行う旨を告げるものとする。

(検査の立会い)

第11条 検査に際しては、責任者1人以上を立ち会わせて行うものとする。

2 検査に際しては、できるだけ組合の監事を立ち会わせるものとする。

(取引先等との照査)

第13条 検査員は、特に必要があると認める場合は、組合員、共済加入者その他の組合との取引先又は責任者若しくは組合の使用人であった者その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(検査員の留意事項)

第14条 [略]

2 検査員は、十分な注意をもって検査を実施し、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

3 検査員は、組合の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足りる合理的な根拠を得るまで、検査を実施しなければならない。

(検査の拒否等に対する措置)

第15条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特別な事情により検査を

行うことができないとき。

(検査の講評)

第15条 検査員は、検査終了に際し、責任者及び監事に対し、検査によって明らかとなった事項について講評を行わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(検査結果の報告等)

第16条 [略]

2 知事は、検査の結果について検査書を作成し、組合に交付するものとする。

3 知事は、法第142条の4の規定による検査を行った場合には、検査の請求をした者に対し、必要に応じ前項の検査書の写しを交付するものとする。

(回答書等の徴求)

第17条 知事は、前条第2項の検査書中に特に改善整備を要すると認める事項がある場合には、必要な指示をするとともに、組合に対し当該事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について組合の理事会議事録謄本及び監事の意見書を添付した回答書の提出を求めるものとする。

2 回答書による改善措置状況が不十分な場合には、改善状況報告書を徴求することができるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

行うことができないとき。

(検査の講評)

第16条 検査員は、検査終了に際し、責任者及び組合の監事に対し、口頭をもって検査によって明らかとなった事項について講評を行うとともに、責任者又は組合の監事から当該講評についての意見等を聴取するようにしなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(検査結果の報告等)

第17条 [略]

附 則

この訓令は、平成21年9月4日から施行する。